

保発0728第17号
平成23年7月28日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

東日本大震災に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における
標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について

健康保険及び厚生年金保険において保険者が算定する標準報酬月額の取扱いについては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について（平成23年3月31日保発0331第18号）（以下「改正通知」という。）においてお示ししてきたところである。

今般、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興業務等に従事したため、適用事業所に使用される被保険者の報酬が一時的に変動したことにより、同年4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、下記のとおり、標準報酬月額を保険者が特例的に算定（以下「特例保険者算定」という。）することができることとしたので、遺憾なきよう期されたい。

なお、今回の特例保険者算定の内容に関し、被保険者、事業主に対する周知方、格別の御配慮を願いたい。

記

特例保険者算定を行うことが可能な場合については、改正通知に準じ、次のとおりとすること。

「平成二十三年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、平成二十二年の七月から平成二十三年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、その差が東日本大震災の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動したことにより生じた場合」